

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 中小企業への支援

「新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口」

(中小企業支援センター内)

(1) 相談実績

相談業務 (経営相談・融資制度利用・税・感染症予防等) (1/29~4/28)

累計相談件数: 8,934 件 (来所 3,779 件、電話 5,155 件)

※前回報告 (4/23 現在 7,408 件 (経営・融資 7,396 件+税・感染症 12 件)) から
1,526 件の増

(2) 融資制度 (新型コロナウイルス対応支援資金)

ア 認定件数: 3,604 件 (4/30 現在)

※前回報告 (4/23 現在 2,859 件) から 745 件の増

【業種】

飲食業 764 件、小売業 503 件、建設業 617 件、不動産業 199 件、医療・福祉 160 件、卸売業 124 件、運輸業 112 件、宿泊業 83 件、情報通信業 61 件、製造業 57 件、教育・学習支援業 25 件、電気・ガス・熱供給・水道業 22 件、保険業 10 件、サービス業 867 件

イ 信用保証協会による融資承諾件数・金額

4/22 現在 1,155 件 287 億 2,006 万円

2 食料品等販売店舗における 3 密防止の依頼 (4/24)

北海道スーパーマーケット協会等 計 5 団体へ依頼済 (別添)

3 休業協力・感染リスク低減支援金

5/1 15 時 募集要項を公表 (別添)

※酒類の提供がない飲食店対象

※北海道が実施する休業協力・感染リスク低減支援金の対象となる事業者は北海道
に申込

札幌企第 217 号

令和 2 年(2020 年)4 月 24 日

様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（周知のお願い）

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、同 12 日に北海道・札幌市緊急共同宣言を発出し、感染拡大防止に向けた取組を進めていたところですが、4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 16 日に国からの緊急事態宣言の対象地域として追加されたところです。

今般、内閣官房より「商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について」が各都道府県知事あてに通知されたところであり、札幌市においても、5 月 6 日までの北海道・札幌市緊急共同宣言の期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。

つきましては、感染症の拡大防止徹底のため、加盟会員企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

【本通知のお問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

担当：守屋、牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

札幌企第 217 号

令和 2 年(2020 年) 4 月 24 日

スーパーマーケット各社 様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について (お願い)

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、同 1 2 日に北海道・札幌市緊急共同宣言を発出し、感染拡大防止に向けた取組を進めているところですが、4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 1 6 日に国からの緊急事態宣言の対象地域として追加されたところです。

今般、内閣官房より「商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について」が各都道府県知事あてに通知されたところであり、札幌市においても、5 月 6 日までの北海道・札幌市緊急共同宣言の期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。各スーパーマーケットにおかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、別紙の取組事例をご参考の上、ご協力をお願いいたします。

【本通知のお問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

担当：守屋、牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

【別紙】

スーパーマーケットにおいて3密（密閉・密集・密接）を防止するための取組事例

- 1 混雑しない時間帯の情報発信
- 2 高齢者、障がい者、妊婦らの専用時間帯の設定
- 3 曜日や時間帯による特売やキャンペーンなどの自粛
- 4 混雑の誘引につながる広告の自粛
- 5 品出し時間の調整による行列回避
- 6 混雑時の入場制限の実施
- 7 入店・会計時の行列位置の指定
- 8 入出店時の消毒徹底
- 9 ネット・宅配サービスの開始・拡充
- 10 共用部をはじめとする施設の定期的な消毒・清掃

※5月6日までの北海道・札幌市緊急共同宣言の期間が延長される場合は、引き続き、ご協力をお願いいたします。



【札幌市】休業協力・感染リスク低減支援金 募集要項

札幌市への申請については、「**酒類の提供がない飲食店(※)**」を営む事業者の方のみです。

(※)酒類の提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む。

その他の事業者の方は、北海道への申請となりますので、北海道の募集要項をご参照下さい。

※下記②、③の札幌市給付額(上乘せ分)については、北海道の給付決定後に、後日、札幌市から事業者へ給付いたします(事業者の方におきましては、札幌市への申請は必要ありません)。

	対象	北海道 給付金額	札幌市 給付金額	
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付 対象外	北海道 へ申請
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	
③	・(従来から19時以降の)酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	
④	・酒類の提供がない飲食店(注)で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者	給付 対象外	30万円	札幌市へ申請 (本募集要項)

(注)酒類提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む

札幌市への申請概要(「酒類の提供がない飲食店」を営む事業者の方のみ)

【対象】

飲食店(テイクアウト・デリバリー専門店を除く)のうち、酒類の提供を行っていない施設
※酒類の提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む

【受付期間】

令和2年5月1日(金)から同年7月31日(金)【消印有効】まで
(電子申請は5月中旬開始予定)

【申請書類の提出】※感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。

- ① 電子申請の場合(サイト準備中)
5月中旬に公開する「申請サイト」から提出することができます。
- ② 郵送の場合
<郵送先> 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所
経済観光局商業・経営支援担当課

【問い合わせ先(札幌市「休業協力・感染リスク低減支援金」専用ダイヤル)】

(電話) 011-211-2566

(受付時間) 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日も開設)

※5月中旬以降の郵送先・お問い合わせ先は、変更になる予定です。

※変更後の郵送先・お問い合わせ先は、札幌市ホームページで事前にお知らせします。